

2026年4月 【雇用保険関係手続】 外国人雇用状況届出における在留資格に関する暫定処置の追加について

従前より、在留資格の名称変更・追加が行われた在留資格「特定技能」については、下記の通り、暫定処置を行っています。

令和8年4月1日、新たに在留資格「特定技能1号（リネンサプライ、物流倉庫、資源循環）」が追加されます。これについても、雇用保険関係手続（被保険者資格取得届・喪失届）における外国人雇用状況届出、外国人雇用状況の届出（雇入れ／離職）について、法人設立手続等申請 API / 社会保険・税手続申請 API においては、当面の間、在留資格の表示が変更されないため、以下の「暫定処置について」のとおり申請いただく必要がございますので、ご留意ください。

・暫定処置について

①の在留資格について届出を行う際は、当面の間、②のとおり在留資格を選択して申請してください。

①届出を行う在留資格

特定技能1号（工業製品製造業）

特定技能2号（工業製品製造業）

特定技能1号（自動車運送業）

特定技能1号（鉄道）

特定技能1号（林業）

特定技能1号（木材産業）

特定技能1号（リネンサプライ、物流倉庫、資源循環）

②申請画面で選択する在留資格

⇒ 特定技能1号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）

⇒ 特定技能2号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）

⇒ 【※指示がある場合のみ使用1】

⇒ 【※指示がある場合のみ使用2】

⇒ 【※指示がある場合のみ使用3】

⇒ 【※指示がある場合のみ使用4】

⇒ 【※指示がある場合のみ使用5】

・暫定処置の対象となる手続について

【法人設立手続等申請 API】

雇用保険被保険者資格取得届（令和5年11月以降手続き）

【社会保険・税手続申請 API】

雇用保険被保険者資格取得届（令和5年11月以降手続き）

雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし）（令和5年11月以降手続き）

雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）（令和5年11月以降手続き）

雇用保険被保険者資格喪失届（期間等証明票交付あり）（令和5年11月以降手続き）

外国人雇用状況の届出（雇入れ／離職）